

特命随意契約理由書

件 名	千代田区防災行政無線保守点検等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	災害時の正確な情報伝達手段として、小中学校等の区施設・区立公園・民間協力建物等に設置している防災行政無線機器の保守点検・修理等を行う。
選 定 理 由	防災行政無線機器類は、ハード、ソフトの総合的な運用管理が前提となる。本件の機器は、既存の防災無線システムと密接不可分の関係にあり、当該システム及び機器の納入者以外に保守点検・修理を行わせると、既存の防災無線の運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、防災行政無線の納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 田中電気株式会社 住 所 千代田区外神田 1 - 15 - 13
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,958,350 円まで（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システムの 保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、27 千保在支発第 241 号で導入が決定した「千代田区立 高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システム」について、そ のシステムが適切に稼働することを目的として、保守に係る業務を委 託する。
選 定 理 由	1 既諸室管理・案内システム機器は、平成 27 年度に下記事業者に より導入したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密 接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、ま た、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務 履行が達成できない。 以上の理由から、下記の業者を指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ナカヨ 住 所 東京都港区港南一丁目 7 番 18 号 A-PLACE品川東 7 階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,120,020 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表
項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい
ます。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	粗大ごみの収集に伴う車両の雇い上げ及び資源回収運搬等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	粗大ごみの収集に伴う車両の雇い上げ及び資源（その他の紙類及びプラスチック製容器包装及びプラスチック製品類）の回収と千代田区指定の処理施設への運搬業務
選 定 理 由	平成 17 年 11 月 10 日付で、特別区長会、社団法人東京環境保全協会、東京都環境局の三者により「平成18年度以降、資源及び粗大ごみの収集・運搬に関して、新たに各区で契約を行う場合は、雇上会社若しくは雇上会社で構成する団体を相手方とする」確認書を取り交わしている。 下記業者は、区内で唯一雇上会社から構成された団体であり、特別区のうち20区から、「資源物処理・廃棄物処理業務」の委託及び「粗大ごみ収集・運搬業務」の委託を受けており、業務を実施するに当たって十分な技術と経験を有している。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東京都千代田区九段北1丁目6-4 住所：東京都環境衛生事業協同組合 千代田区支部
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	274,427,980 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	総合行政システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年4月から稼働する千代田区の総合行政システムの正常な稼働を維持するための運用に係る業務、ソフトウェアの障害復旧やセキュリティ対策の実施及び保守に関する業務を行うことにより、当該システムが正常かつ良好な状態に保たれ、業務が滞ることなく処理されることを円滑な運用と安定的な稼働を目的とし、係る運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	下記業者は、令和6年度より使用する総合行政システムを構築した事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では運用保守に係る作業にてデータの欠損、不整合を発生させ、システムを安定稼働させるための保証を行うことが困難である。また、データの過不足など問題が発生した際の解決策究明等の対処が困難になる等、業務の履行が担保できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：ジャパンシステム株式会社 住所：東京都渋谷区代々木1-22-1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	26,488,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	総合行政システム改修業務(1)✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他✓
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年4月から運用開始している新総合行政システムについて、業務の効率化及び適正化等を図るため、システムの改修作業を行い、当該システムが正常かつ良好な状態に保たれ、業務が滞ることなく処理されることを目的とする改修業務を行う。
選 定 理 由	下記業者は、令和4年度及び令和5年度の2か年にかけて総合行政システムを構築した事業者である。本改修業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一業者以外では改修作業にてデータの欠損、不整合を発生させ、システムを安定稼働させるための保証を行うことが困難である。また、問題が発生した際の原因究明等の対処が困難になる等、業務の履行が担保できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	会 社 名 ジャパンシステム株式会社✓ 所 在 地 東京都渋谷区代々木1-22-1✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日✓
※ 契約金額	2,528,900 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和8年12月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地域コミュニティ醸成支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区におけるコミュニティを醸成し推進するための取組みを行う。 地域の活動団体の自主的活動を支援するとともに、町会、企業、大学、マンション管理組合・自治会などとのマッチングや連携を促進することで、地域コミュニティの醸成と活性化を図っていく。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度(令和4年度開始) (令和4年3月24日付決裁 3千地コ総発第211号) ・令和8年3月31日までの契約承認(6千地コ総発第495号) 令和7年3月18日 業者選定委員会 ・令和9年3月31日までの契約承認(7千地コ総発第447号) 令和8年1月15日 業者選定委員会 2 根 拠 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 5年目 4 評 価 良好 これまでの取り組みによる活動団体との信頼関係、令和7年度に実施した町会アンケート・ヒアリングによる町会関係者、大学事業への関与などによる関係性の広がり信頼関係の構築も進みつつある。 令和8年度は、本件事業のほか、当課の他事業等への連携も期待できることから、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エンパブリック 住 所 東京都文京区弥生二丁目12番3号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,567,900 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	都市計画情報提供システム保守・運用業務及び研修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、最新の都市計画情報等を更新・提供するため、「都市計画情報提供システム」(以下、「本システム」という。)を保守・運用するものである。 あわせて、システムを有効活用することを目的として操作方法を広く環境まちづくり部職員に習得させるための操作研修を実施する。
選 定 理 由	1 導入年度 平成 28 年度 下記業者は、本システムの開発業者である。運用・保守及び操作研修を実施するにあたり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 E S R I ジャパン株式会社 住 所 千代田区平河町 2 - 7 - 1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,803,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

539

件 名	日経テレコン 21 の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした 500 以上の情報源、150 万社超の企業情報などのデータベース検索が可能な web サービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 東京都千代田区大手町 1-3-7
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	136,395 円（消費税を含む） ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 契約課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

539

件 名	日経テレコン 21 の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした 500 以上の情報源、150 万社超の企業情報などのデータベース検索が可能な web サービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 東京都千代田区大手町 1-3-7
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	156,208 円（消費税を含む） ※総額 ※総額が契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

539

件 名	日経テレコン 21 の利用 ✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> ✓
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした 500 以上の情報源、140 万社超の企業情報などのデータベース検索が可能な web サービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。 ✓
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。 ✓ 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。 ✓
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 東京都千代田区大手町 1-3-7 ✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	228,795 ✓ 円（消費税を含む） ※ 和 228,795 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ✓
担 当 課	区議会事務局 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ✓

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	日光移動教室実施に伴う宿泊施設の運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	日光移動教室実施にあたって宿泊施設での行事運営を委託するとともに、賄い業務の提供を受ける。✓
選 定 理 由	令和6年9月5日実施の校長会で、小学校6年生の移動教室の実施場所は日光とし、学校利用によるフロア貸切可能で以下の①～④の条件を満たす施設で行うことが決まった。✓ ① 150名以上宿泊可能な施設であること。✓ ② 大型バスの駐車スペースが確保できること。 ③ レク等を実施できる設備（広間等）を2箇所以上提供できること。 ④ フロア貸切が可能であること。✓ この条件を満たす施設を探した結果、該当するのは「鬼怒川観光ホテル」のみであり、当該施設の指定代理店である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社JTB ✓ 住 所 東京都品川区東品川二丁目3番11号 JTBビル
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	20,323,600 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年6月12日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	日曜青年教室水泳プログラム企画・運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	知的障害がある青年や成人が、水泳を通じて水中運動の楽しさを身につけると共に、体を動かす習慣を身に付け、健康・体力づくりを行う。また、日常生活の中で、水泳や活動を自主的に楽しんでいけるよう、きっかけづくりを行い、水泳のレクリエーションを通じて、青年教室に関わる全ての者とのふれあいを通じた仲間意識を醸成することにより、社会参加の促進を図るとともに充実した生活を送れるように支援する。
選 定 理 由	本事業は知的障害の特性をよく熟知したうえで安全を最優先に、水中運動を楽しみながら、体を動かす習慣を身に付けさせる必要がある。 下記業者は、知的障害者等を対象に古くから水泳プログラムを実施しており、運動技術だけでなく、人とのかかわり合いの中で社会性を身につけさせ、充実した生活を送れるようにすることを目標としており、本事業の目的と合致している。また、個別指導ではなく、本受講生全員を対象に業務を行える事業者は下記業者だけである。 以上の理由により、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人東京YMCA 住 所 東京都新宿区西早稲田 2 - 3 - 18 日本キリスト教会館 6 階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,637,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	富士見みらい館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見みらい館の安全で良好な環境の保持及び快適な施設利用のために、施設・設備の点検、保守、運転、監視、清掃及び環境測定等の総合管理業務を行う。
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針（平成19年12月改定）に基づき、令和7年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和7年度の業務成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社フジクリーン 千代田支店 住 所 東京都千代田区神田佐久間町二丁目12番
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	145,327,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	富士見出張所フロア移転に伴う無線機器設置業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区富士見出張所における建物工事に伴い、2階フロアの無線LAN アクセスポイントを撤去している。 本業務は、2階フロアの工事完了後に当該アクセスポイントの再設置および 設定を行うとともに、無線 LAN アクセスポイントへの配線作業を実施するもの である。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを 構築した事業者である。 本件は、富士見出張所における2階フロア工事完了に伴い、無線 LAN アクセスポイントを再設置し、全庁LANシステムが正常に稼働するように設 定の変更を行うものである。 このため、既存の全庁LANネットワークシステムと密接不可分な ものであり、この業務を既存システムの開発・運用事業者以外の者に 履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原 因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連シ ステムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：NTT東日本株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,695,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和8年6月30日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目
に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	放課後子どもプラン「放課後子ども教室（学び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和7年2月12日付6千子児家発第1780号 令和7年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 2年 4 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社神田外語マネジメント・サービス 住所 東京都千代田区内神田2-13-9
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,316,140 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで ※ 令和7年度 契約のため、契約金額は支出限度額
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

294

件 名	和泉小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	和泉小学校には、民設民営のいずみ学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。なお、令和7年度の業務成績は良好である。 以上の理由から、下記の事業者を指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日本デイケアセンター 住 所 東京都中央区晴海1-8-10 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,366,630 円 (消費税を含む) ※印を付した契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

393

件 名	雉子橋補修補強工事監理業務（第312号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概 要	雉子橋は、日本橋川を跨ぎ、架橋より90年以上経過している震災復興橋梁であり、河川水位に対して橋桁の高さが低く、リベット構造を有する特殊なアーチ橋である。このため、本工事の品質及び安全で円滑な施工を確保するためには、橋梁工事に関する高い専門知見が必要である。したがって、本業務では、工事全体の品質及び安全性の確保を目的に、橋梁工事に関する高度な専門性をもって、区監督員の支援及び工事監理を行うものである。
選 定 理 由	本業務の工事監督支援及び工事監理は、工事期間が長期に及び、対象橋梁が昭和初期に架橋されたため、竣工図と現況が大きく異なるという特異性がある。全体工程を見据えた工事監理と現場状況の把握が極めて重要である。さらに、工事の品質と安全を確保するためには、過年度業務で得た本橋に関する知見を活用し、継続的に業務を実施する必要がある。下記業者は、令和7年度の雉子橋補修補強工事監理業務（第312号）の受託業者である。工事全体の工程を踏まえて、施工業者と施工方法等についても協議し、対象工事の設計思想、現場特性、関係法令を詳細に把握しており、竣工図と異なる現況についても、日々の立合いや設計の現場への適合性確認を通じて高い知見を有する。 上記を理由に、本業務は品質・安全性・継続性の観点で競争入札に付することが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社高島テクノロジーセンター 所在地：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	20,350,000 / 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

354

件 名	基幹相談支援センター事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、障害等のある方並びにその家族及び関係者の日常生活に係る様々な不安や悩みに関する相談に応じ、サービス利用に関して適切な情報提供や調整等、専門的な見地から総合的に支援を行うため、基幹相談支援センターを整備する。
選 定 理 由	これまで、指定管理業務である「計画相談支援事業」の一環で「基幹型相談支援」として、下記事業者の計画相談員が基幹相談支援センター業務の一部を行っていた。しかし、相談内容の高度化・複雑化を踏まえ、専門的知見に基づく一体的かつ安定的な業務実施を図るため、基幹相談支援センター事業業務にかかる専任の相談員を配置する必要が生じた。 基幹相談支援センター業務は個別の解決困難なケースについて専門的な知見に基づく対応を行う業務であり、計画相談支援事業と一体的に実施していく必要がある。また、えみふるは基幹相談支援センターに位置づけされていることから、本業務はえみふる内において実施するものであり、当該業務を受託できるのはえみふるの指定管理者に限定される。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人武蔵野会 住 所 東京都八王子市旭町12-4 日本生命八王子ビル2階201
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	29,004,800 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

ます。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ふじみこども園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	ふじみこども園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年12月18日付6千子学務発第1395号令和7年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好 業務成績良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本国民食株式会社 住 所 東京都江東区新木場1-18-6
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	31,567,800 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	医療的ケア児等保育の訪問助言業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保育園における医療的ケア児及び身体障害児の受入れ及び保育について、知識や実務経験のある者（保育士・看護師等）が、医ケア児等の在籍園等を訪問し、助言及びレクチャーを行う。
選 定 理 由	当該事業者は、10 年前に日本初の障害児保育園を開園し、医ケア児を含む重度障害児 100 名以上の保育実績があり、ノウハウが蓄積されている。また、千代田区の認可を受け障害児向けの居宅訪問型保育事業を運営する唯一の事業者であり、将来的に医ケア児等の状態が悪化して認可保育園での集団保育が困難となり居宅訪問型保育事業へ移行する場合にも、円滑な連携が期待できる。 以上の理由により、以下の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人フローレンス 代表理事 赤坂 緑 住 所 千代田区神田神保町 1 丁目 14 番地 1 KDX 神保町ビル 4F
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,293,600 円（消費税を含む） ※ 総額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区営千鳥ヶ淵ボート場運営管理業務 /
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区民及び内外の来場者の余暇活動の一助となるレクリエーション施設として、来場者が安全かつ快適に利用できるよう、運営管理業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度 (令和7年2月19日付6千地商観発第578号 令和7年度開始) ✓ 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年目 ✓ 4. 評価 良好 ✓ 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ハイビレッジ ✓ 住 所 東京都小金井市貫井南町4-16-2 ✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 /
※ 契約金額	36,920,180 ※総単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ✓
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区営淡路町住宅・淡路町高齢者住宅建物保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	淡路町住宅の居住者の利便を図り、施設の機能及び美観を維持する。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 7 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 7 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社セイコーファシリティズ千代田支店 住 所 東京都千代田区神田佐久間町 3-38 第 5 東ビル 5F
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,121,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	宿泊場所及び給食提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計・測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	緊急対応を要する住まいのない生活困窮者に、一定期間、宿泊場所と給食を提供する。✓
選 定 理 由	本業務は、生活困窮者支援に関する知識や経験を有し、東京都の指導及び基準単価に基づき、社会福祉法第2条第3項による無料低額宿泊施設を区内で確保することが必要とされる。✓ 区内にある無料低額宿泊施設で、上記の条件を満たしている施設は下記業者が運営する宿泊施設のみである。✓ 以上の理由から、引き続き令和8年度においても下記の業者を契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	名 称：特定非営利活動法人 さくら福祉推進協会 ✓ 住 所：東京都中央区日本橋馬喰町1-12-7 シティ日本橋 806 ✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日 ✓
※ 契約金額	1,740,200 ✓ 円 (消費税を含む) ※ 総単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ✓
担 当 課	保健福祉部生活支援課 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ✓

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

533①

件 名	神田さくら館 コミュニティスクール受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、夜間・学校休業日等小学校・児童館等の施設を使用していない時間に、施設の一部を一般利用者へ生涯学習の場として提供するものであり、運営に必要な受付業務について委託する。
選 定 理 由	本業務の受付に関しては、施設の構造上、神田まちかど図書館で施設利用者の受付も行っている。まちかど図書館をその管理下に含む千代田区立図書館の指定管理者グループの構成員であり、本施設を管理する下記業者が実施することで、業務を円滑に行うことができる他、経費の削減が確保できるなど有利性が認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヴィアックス 住 所 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,109,000円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

533②

件 名	昌平童夢館 コミュニティスクール受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、夜間・学校休業日等小学校・児童館等の施設を使用していない時間に、施設の一部を一般利用者へ生涯学習の場として提供するものであり、運営に必要な受付業務について委託する。
選 定 理 由	本業務の受付に関しては、施設の構造上、昌平まちかど図書館で施設利用者の受付も行っている。まちかど図書館をその管理下を含む千代田区立図書館の指定管理者グループの構成員であり、本施設を管理する下記業者が実施することで、業務を円滑に行うことができる他、経費の削減が確保できるなど有利性が認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付随的な業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヴィアックス 住 所 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,129,000円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

512

件 名	千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	在宅で生活をする 18 歳未満の重症心身障害や医療的ケアを必要とする児童等、障害を持つ児童の居宅に看護師又は准看護師等を派遣し、介護者である家族等が行っている医療的ケア及び療養上の世話・見守りを行うことで、家族等の介護負担の軽減を図ることで児童と家族等の福祉の向上に資する。／
選 定 理 由	本事業の対象には、重度・重症心身障害や医療的ケアを必要とする重い障害を持つ児童が含まれるため、個々の児童の状況・状態にあわせた丁寧かつ正確な看護・医療的ケア、安全管理、緊急時対応、医療機関・家族等との連携が不可欠である。／ 利用者の生命・身体に直結するため、本事業の提供は、原則として当該利用者が日常的に利用し、現に当該利用者に対し訪問看護を提供している訪問看護ステーション等を活用して、既存の療養計画・看護記録・機器取扱い・家族支援体制等を前提として安全かつ継続的に実施するものである。／ 下記事業者は、利用申請者が日常的に利用し、信頼関係が築かれている訪問看護サービス等の事業者である。 以上の理由から、下記の業者を指定する。／
契約の相手方	名 称 株式会社 Medi Blanca／ 住 所 東京都千代田区神田神保町 1-10-3-4F
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ／
※ 契約金額	6,000,000 円 (非課税)
※ 印刷 契約のため、契約金額は支出限度額	
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター／
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

206

件 名	千代田区成年後見制度利用促進事業実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区における成年後見制度の利用を促進するにあたり、国の「成年後見制度利用促進基本計画」等に基づき、利用促進事業を中心となって実施する中核機関を設置する。
選 定 理 由	下記事業者は、平成 19 年に「ちよだ成年後見センター」を開設し、区における成年後見制度の推進機関として、区と連携して成年後見制度の利用促進に関する事業を行っている。その事業には、国が「成年後見制度利用促進基本計画」で示している中核機関が担うべき機能に関する業務が含まれる。 中核機関として実施する利用促進事業は、すでに下記事業者が実施している事業と関連して行うものであり、総合的に本事業を行えるのは、下記事業者に限られる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南一丁目 6 番 10 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	35,968,500 円 (消費税を含む)
※ 契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部福祉総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

373

件 名	ガスコージェネレーション保守点検業務（麴町中学校他2施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町中学校、神田一橋中学校及びお茶の水小学校・幼稚園に設置されたガスコージェネレーションの保守点検業務
選 定 理 由	1. 麴町中学校、お茶の水小学校及び神田一橋中学校の機器、設備は、下記事業者が製造したものである。 2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ヤンマーエネルギーシステム株式会社 東京支社 住 所 東京都中央区八重洲二丁目1番1号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,532,080 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	デジタルデバイド対策支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	デジタル技術を使いこなせる方と、そうでない方の「デジタルデバイド（情報格差）」の解消に向けて、デジタルの活用意向がある誰もがデジタルを活用できるように、相談体制の整備などのサポート体制を構築する。✓
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度 (令和7年3月17日付6千政デ政発第362号 令和7年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好✓ 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	名 称 株式会社ソフマップ✓ 住 所 東京都千代田区外神田1丁目16番9号✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日✓
※ 契約金額	10,700,000 ✓ 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

242

件 名	ポンプ所保守点検業務（第808号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田仮排水機所の排水設備機器保守点検及び非常時の運転管理
選 定 理 由	1. 設置 昭和 59 年 2. 本案件の保守対象機器は、（株）クボタが製作施工した機器である。 3. 本業務における機器、設備の維持管理で、設備の維持管理業務については、この機器の設計製作詳細内容（機器内部構造等機密部分詳細図面）及び点検業務に伴う数値資料等が、（株）クボタ及びメンテナンス部門を継承しているクボタ環境エンジニアリング（旧クボタ機工（株））以外に、保持されていないため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名： クボタ環境エンジニアリング株式会社 所在地： 東京都中央区京橋2丁目1番<u>3</u>号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 6,209,500 6,209,500 円（消費税を含む） ※ 6,209,500 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

150

件 名	マンションにおける衛生環境整備事業に関する事務業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内におけるねずみ被害のまん延を防止するため、その発生源となっているマンションの廃棄物集積所環境改善を行うことにより、生息するねずみの個体数を減少させ、衛生的な生活環境の確保を図ることを目的とする。 区内の分譲・賃貸マンションを対象に、マンションにおける廃棄物集積所の環境を改善（ゴミストッカーの設置、区画の明確な分離のための修繕費用など）にかかる費用助成に係る審査事務及び制度周知、並びに事前相談、受付を行う。
選 定 理 由	(1) 千代田区内のマンションに関する調査を5年ごとに実施し、区内のマンションの管理組合や管理会社の連絡先を把握している。また、マンション連絡会の開催やマンションに関する情報誌の発行を定期的に実施しており、マンション管理組合や管理会社とも顔を合わせる機会が多く信頼関係も築いていることから、この事業について効率的に周知・案内することができる。 (2) マンション管理士が常駐しており、分譲マンションに関する総合相談窓口で各種相談や関連の支援制度の案内を実施しているため、併せてこの制度についての周知や申請受付が可能である。 以上の指定要件に該当するのは下記法人のみであるため、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 まちみらい千代田 住 所 千代田区神田錦町3-2 <u>1</u>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 <u>✓</u>
※ 契約金額	2016,000 <u>✓</u> 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで <u>✓</u>
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 <u>6</u> 号 <u>✓</u>

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

534

件 名	リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務
選 定 理 由	本件は、リサイクルセンター鎌倉橋の運営（受付、管理、販売、精算、環境意識の啓発、清掃等）の業務を円滑に行うため、受付等管理を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南一丁目 6 番 10 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	10,762,752 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和年 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	会館施設予約システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区民館（集会室含む）、コミュニティスクール・学校施設及びパークサイドプラザの施設予約に関する業務を管理している会館施設予約システムを、正常かつ良好な状態で常に稼働させるため運用保守を実施する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年10月25日付 5千麴町出発第0072号 令和 ⁶ 年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第4号 3 継続年度 3年 4 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：富士通 Japan 株式会社 東京公共ビジネス統括部 住 所：東京都大田区新蒲田1-7-25
※ 契約年月日	令和8年4月1日
※ 契約金額	19,700,230 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 和泉橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区民参加型モニタリング調査実施支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が策定した生物多様性地域戦略（ちよだ生物多様性推進プラン）の事業を推進するため、区民参加型モニタリング調査の実施支援をおこなう。区民等参加者は区内で発見した生きものを、株式会社バイオームが開発したいきものコレクションアプリ「Biome（バイオーム）」を用いて報告する。区はモニタリング調査の結果をホームページ等で公表する。／
選 定 理 由	株式会社バイオームが提供するいきものコレクションアプリ「Biome（バイオーム）」には、独自のアルゴリズムによる生物種名同定 AI（特許第 6590417 号）が実装されており、専門的な知識がない利用者でも手軽に生物観察を行うことができる。さらに、アプリには菌類・地衣類以外の全ての分類群の生物情報が収録されており、その種数は約 10 万種に及ぶ。これは外来種や飼育展示個体含む日本国内の生物種のほぼすべてを網羅する種数であり、国内では類を見ない規模のデータベースと言える。 加えて、「Biome」には SNS 機能が実装されており、ゲーミフィケーションや心理的インセンティブを活用した構成によって他のサービスに比べて恒常的で活発なユーザーコミュニティが醸成されている。 さらに、「Biome」には区民が調査に参加できる独自のプラットフォーム機能が実装されており、特定の生物や地域を対象としたクエストを実施することができる。クエストの内容は任意に設定することができ、千代田区に特化したクエストを実施することで、区内の自然環境情報を蓄積するとともに、区内の生物多様性に対する区民の意識向上を図ることができる。 また、アプリは App Store と Google Play から無料でダウンロードでき、利用においても課金要素が無く、アプリ内の広告表示もないことから子供やお年寄りでも安心して利用できる。 以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能となる下記業者を契約の相手方に指定する。／
契約の相手方	名 称 株式会社バイオーム

	住 所 京都府京都市下京区中堂寺南町134番地ASTEMビル8階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,683,800 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日 ^付 より令和9年3月31日 まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

30f

件 名	建築行政共用データベースシステムの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築行政共用データベースシステム（以下、「共用DB」という。）は、 ■台帳登録閲覧■通知・報告配信■建築士・事務所登録閲覧■法令・大臣認定データベース■建築行政地図情報のサブシステムから構成された建築物のストック情報を総合的に管理するシステムである。区は、共用DBを活用して建築審査事務を行っている。本業務は、このシステムを最新・最適な環境に維持保守を行う業務である。
選 定 理 由	平成27年度に導入した共用DBは、下記事業者が開発したプログラムであり、このシステムの維持管理は、既設システムと密接不可分の関係にある。他者では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人建築行政情報センター 住 所 東京都新宿区神楽坂1-15
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,459,875 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者の健康寿命延伸に資する事業検討に伴うデータ分析業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区の福祉施策に関連する情報と、KDB データ等の統計データを統合し、専門的な観点から分析を行うことで、高齢者の健康寿命延伸へ向けた効果的な事業検討へ繋げることを目的とする。
選 定 理 由	下記法人は、東京都が設置した地方独立行政法人のうち、高齢者医療・保健・福祉の研究を担う代表的な研究所であり、東京都の高齢者行政を研究面から支えている。研究所の方針により、平成 24 年度以降、当区の介護予防把握事業の分析にとどまらず、他自治体とも介護保険事業に係る共同研究を実施し、過去の実施結果・課題を蓄積してきた。 令和 4 年度には、区及び下記法人が互いに有する資源（人的資源・知的資源・物的資源）を有効に活用することによって、健康福祉事業の充実及び学術的研究の発展並びに活力ある地域社会の形成に寄与し、超高齢社会における健康長寿の実現を目指すために、健康福祉に係る包括的連携に関する協定を締結した。 下記法人の設置目的、方針及び上記協定第 2 条の趣旨に基づき、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 住 所 東京都板橋区栄町 35-2
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,995,850 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部 高齢介護課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者食事支援サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 配食数が少なくても、区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行うとともに、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 これら一つ一つの条件について近隣区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 シニアライフクリエイト 住 所 東京都品川区勝島一丁目6番22号 ウィラ大井6階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,707,800 円 (消費税を含む) ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

239

件 名	高齢者食事支援サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 配食数が少なくても、区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行うとともに、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 これら一つ一つの条件について近隣区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 シルバーライフ 住 所 東京都新宿区西新宿四丁目32番4号 ハイネスロフティ2階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 3,158,050 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

255

件 名	高齢者等住み替え相談支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、高齢等の理由により民間賃貸住宅の契約が困難な住宅確保要配慮者及びその親族・支援者等を対象として、住み替えに関する相談対応を実施し、物件情報の提供、内見及び契約手続きへの同行支援、入居後の生活支援等を通じて、安定的な住まいの確保を専門的に支援するものである。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年6月6日付7千保福総発第104号 令和7年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	名 称 株式会社ホッとスペース東京 住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目28番5号ドルミ第二御苑701
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,627,498 円 (消費税を含む) ※ 令和8年度の契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部福祉総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

499

件 名	三崎町中継所管理運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所は、千代田、台東、文京区の不燃ごみを搬送するための船舶中継施設であり、不燃ごみを日曜日、年末年始を除いて毎日受け入れている。 不燃ごみの受入業務、中央モニター監視、ホッパー業務（搬入車誘導・搬入口整理）、プラント設備（コンベア2基・シュート2基・ターンテーブル2基・計重装置2基）の保守点検（毎月実施）及び関係法令等に基づく官公署等への届出手続き等を行う。
選 定 理 由	(1) 本施設は、下記事業者とのグループ会社である新明和工業株式会社が設計・製作したものであり、下記事業者はその保守点検の専門会社である。 (2) 本施設に設置した設備機器の維持管理であり、特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守点検業務であるため、保守点検の専門会社である下記事業者でなければ役務を提供することができない。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称： 新明和ウエステック株式会社 住 所： 東京都台東区上野7-12-14
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	44,970,200 円（消費税を含む） ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子どもの学習・生活支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	生活困窮世帯等に対し、子どもの学習支援及び生活支援、親への養育支援等を行うことにより、困難を抱えた世帯の子どもを取り巻く課題に対し総合的に対応し、子どもの社会的自立を図り、貧困の連鎖を防止することを目的とする。✓
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和6年度開始) (令和6年3月19日付5千保生支発第911号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 3年目 4. 評価 良好✓ 業務成績は良好のため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	名 称 株式会社トライグループ東京支店✓ 住 所 千代田区飯田橋一丁目10番3号✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日✓
※ 契約金額	18,338,496✓ ※後払契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	住居表示管理システム保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	本業務は、住居表示台帳の維持管理や住居表示に関する証明書等の発行機能を搭載した住居表示管理システム（以下「本システム」という。）の正常な稼動維持及び円滑な運用のため、システムの保守管理を実施するものである。
選 定 理 由	導入年度 令和元年度 下記業者は、本システムの開発業者であり、本業務は既設のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任が不明確になり、また、故障時の原因究明、故障修理などが困難になるなど、業務の履行が出来ない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名： 株式会社丸菱行政地図 住 所： 東京都台東区池之端二丁目5番41号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,320,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

439

件 名	情報セキュリティインシデント防止支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和7年度からヒューマンエラー防止に向けた取り組みを行い、情報セキュリティインシデント（以下、「インシデント」という。）の発生抑止を目指している。専門的かつ高度な知識を基に、区で発生したインシデントを継続的に分析及び分析結果に基づく有効な対策を立案・実施することで、特にヒューマンエラーによるインシデントの発生を抑止することを目的とする。✓
選 定 理 由	1 プロポーザル年度✓ 令和6年度(令和7年3月28日付6千政情シ発第408号 令和7年度開始) 2 根拠規定 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3 継続年数 2年目 4 評価 良好✓ 業務成績良好のため、令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 有限責任監査法人トーマツ✓ 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日✓
※ 契約金額	12,011,175 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

件 名	情報セキュリティ監査及び研修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、情報セキュリティや個人情報保護に関する監査や研修、インシデント対応訓練、システム評価を実施することで、区全体の情報セキュリティを強化し、区民から信頼されるサービスを提供することを目指す。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度（令和7年3月3日付6千政情シ発371号） 2. 根拠 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 2年目 4. 評価・良好 業務成績良好のため、令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ジーブレイン株式会社 住 所 京都府京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	29,315,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	振り仮名業務実施のための機器移設に伴う設定変更作業（戻し作業分）
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍法改正に伴い、令和7年5月26日から戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなったところ、戸籍への氏名振り仮名の登録等業務を本庁外で実施した。本業務では、本庁外へ移設した端末及び周辺機器を本庁に戻すための設定変更作業を実施する。
選 定 理 由	当該戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 本件戸籍システムの設定変更作業対応及び立会い対応業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件作業を同一者以外に履行させると、既存のシステム・機器類の運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、直接的なシステム操作やサーバーへのアクセスが必要となるため、システム開発に携わっている下記事業者以外に本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎1-2-1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,278,200 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神保町エリアの街並み再生に向けた方策検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件の み)	
概 要	神田神保町地域（以下、「当地域」という。）は世界でも有数の規模を持つ古書店街として知られ、千代田区都市計画マスタープランにおいては、まちの将来像を「成熟された界隈の文化にひかれた多くの人が創造的活動を広げるまち」と位置付けられている。一方で、老朽化建物が多いなか、複雑で狭小な敷地が多い等の理由から、建物の更新が困難な状況下にあるという課題を有している。 本業務は、当地域において、まちづくり上の課題及び特性を整理したうえで、これまで当地域で育まれてきた文化を継承し、街の魅力を存続しながら、まちを更新していくための具体的な方策について検討するための支援を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年9月28日付 5千環地ま発109号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号 3 継続年数 4年目 4 評価 良好 上記により、引き続き令和8年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日建設 住 所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,878,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
担 当 課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

270

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 7 年度 （令和 7 年 11 月 20 日付 7 千政人事発第 1572 号 令和 8 年度開始） 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3. 継続年数 初年度 プロポーザル選定の結果（7 千政人事発第 1572 号）に基づき、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アデコ株式会社 住 所 千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,466,383 円（消費税を含む） ※ 半価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

273

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 7 年度 (令和 7 年 11 月 20 日付 7 千政人事発第 1572 号 令和 8 年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3. 継続年数 初年度 プロポーザル選定の結果（7 千政人事発第 1572 号）に基づき、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社メディカル・コンシェルジュ 住 所 東京都渋谷区恵比寿南 1-5-5
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,056,125 円（消費税を含む） ※半価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ねずみ対策事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和5年度から千代田区ねずみ対策事業を実施している。区内のねずみ対策について、既存事業を整理のうえ、新たな取り組みを加え、専門知識及び技術を有する事業者へ委託している。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年2月27日付4千保生衛発第606号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 第8条第1号及び第5号 3. 継続年数 4年目 4. 評 価 良好 5. 更 新 令和7年5月15日付 7千指業委第3号 「指名業者選定委員会」承認 業務成績良好のため、令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社シー・アイ・シー 住 所 東京都台東区北上野一丁目10番14号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,531,000 円 (消費税を含む) ※ 従価法契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
担 当 課	保健福祉部 生活衛生課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

424

件 名	千代田区ポータルサイト運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区のDXを推進する上での柱となるシステムである千代田区ポータルサイトを正常かつ良好な状態で常に稼働させ、区民に安心して利用していただくため、運用保守業務をシステムの構築事業者が行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年10月26日付4千政IT発第169号 令和4年度構築、令和5年度運用開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 継続年数 4年 4 評価 良好 構築業務成績は良好なため、令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 合同会社デロイトトーマツ 住 所 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和8年4月1日
※ 契約金額	136,797,485 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

506

件 名	千代田区安全・安心メール配信サービス運用・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	安全・安心メールは、区民等を対象に、防災や防犯に関する情報を任意に登録された携帯電話等へ届けるメール配信システムである。
選 定 理 由	1 導入年度 令和2年度(令和3年2月開始)指名競争入札 2 継続 導入後6年度目 千代田区安全・安心メールは、以下業者が構築しており、当該システムの保守業務については、既設の情報処理システムと密接不可分の関係にある。このため同一者以外では、責任区分が不明確となり、故障発生時の原因究明、故障修理などが困難になることで、業務履行が達成できない恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名 称 スパイラルローキヤス株式会社 住 所 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,432,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

454

件 名	千代田区公衆無線LANサービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	東京都が公衆無線LAN整備を進める動きに合わせ、区民や来訪者・来街者への情報提供・発信のための公衆無線LANサービスの提供・管理を行う。
選 定 理 由	平成27年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線LANサービス（CHIYODA Free Wi-Fi）を開始した。開始するために、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者がアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。 本サービスは既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NTT 東日本株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	21,077,100 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

257

件 名	千代田区産後ケア事業クーポンシステム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本区が提供する産後ケア事業について、区・利用者・実施施設が相互に利用状況を管理できるシステムを構築することで、区及び実施施設のより適切かつ効率的な管理を可能とすることに加え、多忙な子育て世帯の負担を軽減し、利便性向上を図る。
選 定 理 由	下記事業者は、平成 27 年 10 月から本区の「予防接種と育児応援 Web アプリ（以下、「予防接種アプリ」）」において母子保健サービスを継続して提供しており、既に多数の利用登録者を抱えている。いずれのシステムも利用対象とするのは妊娠期から産後の母親であることに加え、共通のアカウントで使用することができることから、同一事業者のシステムを導入することで利用者の負担を軽減し、利便性向上を図ることができる。 予防接種アプリ、産後ケア事業に係る利用管理システムそれぞれを提供する事業者は他にも存在するが、システム導入の目的を達成し、その効果を最大化できるシステムを提供できるのは、各システムを共通のアカウントで使用可能な仕組みを構築し、かつ、すでに本区の予防接種アプリを提供している下記業者だけである。以上の理由から、下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社ミラボ 住 所 千代田区神田駿河台 4-1-2 ステラお茶の水ビル 8 階
※契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※契約金額	1,650,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部保健サービス課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

427

件 名	千代田区施設保全情報管理システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和5年度に更新した千代田区施設保全情報管理システムの保守を委 託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年8月22日付26千政施経発第254号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第4号 3. 継続年数 3年 (運用保守は3年目) 4. 評価 良好 業務成績良好のため、令和8年度においても引き続き下記事業者を 契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ファインコラボレート研究所 住 所 東京都港区元赤坂一丁目1番15号 ニュートヨビル
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,057,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

342

件 名	千代田区総合自転車対策業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	自転車駐車場や自転車保管場所の運営管理などを総合的に行い、各業務の DX 化や問い合わせのワンストップ化を行うことで区民サービスの向上を図る。また、道路上等に放置された自転車等への警告、撤去、保管・返還を行うことで、環境美化に努めるとともに、区民の安全で快適な生活環境の維持向上を図る。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 6 年度 (令和7年2月25日付6千環環総発第 684 号 令和 7 年度開始) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3. 継続年数 2年目 4. 業績評価 良好 5. 上記により、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 芝園開発株式会社 住 所 東京都足立区千住 3 丁目 66 番地 16
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	150,077,760 ※印は契約のため、契約金額は支出限度額 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和 9 年3月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部環境まちづくり総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

195

件 名	千代田区認知症支援サービス推進調査等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区（以下「区」という。）の認知症施策の進捗と課題についての調査研究を継続し、その結果に基づき、本人主体の認知症ケアの実現に向けた認知症支援サービスの方向性と、人材育成、関係機関の連携推進、認知症に理解ある地域づくりのための方策を明らかにする。
選 定 理 由	本事業は、区の認知症施策を適切かつ効果的に展開するために、計画、進行、到達状況を調査し、区に助言、指導を行うものである。また、早期発見事業は、認知症高齢者が受援拒否等困難事例化することを防ぐため、適切な対応方法等を調査検証するものである。 下記業者は、東京都の高齢者医療・保健・福祉行政を研究分野で支えている唯一の地方独立行政法人の研究所であり、平成25年度から上記の業務を受託し、区の事業実施の調査・構築を行っている。令和8年度は令和7年度に引き続き、認知症や軽度認知障害（MCI）の人も自ら主体的に関わることができる「参加型アートプログラム（認知症とともにによりよく生きるためのプログラム）」を実施・効果検証し、令和9年度の地域実装に向けた検討を行う。これらにかかる適切な助言、指導を行うためには、区の「認知症支援サービス推進業務」の経過を把握し、認知症事業についての研究実績を持っていることが必要である。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 住 所 東京都板橋区栄町35-2
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,205,648 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。